

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
ア 行政職給料表		ア 行政職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1 級	<u>6,600円</u>	1 級	<u>6,500円</u>
2 級	<u>8,500円</u>	2 級	<u>8,400円</u>
(略)		(略)	
備考（略）		備考（略）	
イ 医師職給料表		イ 医師職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
(略)		(略)	
4 級	<u>15,600円</u>	4 級	<u>15,500円</u>
備考（略）		備考（略）	
ウ（略）		ウ（略）	
エ 医療職給料表(三)		エ 医療職給料表(三)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1 級	<u>8,100円</u>	1 級	<u>8,000円</u>
(略)		(略)	
備考（略）		備考（略）	
オ（略）		オ（略）	
カ 技能労務職給料表		カ 技能労務職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1 級	<u>6,000円</u>	1 級	<u>5,900円</u>
(略)		(略)	
3 級	<u>8,500円</u>	3 級	<u>8,400円</u>
(略)		(略)	
備考		備考	
(1)（略）		(1)（略）	
(2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の調整基本額は <u>8,500円</u> とする。		(2) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の調整基本額は <u>8,400円</u> とする。	
(3)（略）		(3)（略）	

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。